

令和2年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目)令和2年5月8日 午後1時30分開議

名原 事務局長	<p>失礼致します。事務局長の名原でございます。</p> <p>本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長議員は木村議員でございます。よって、木村議員が臨時議長となります。</p> <p>木村議員、よろしくお願い致します。</p> <p>(木村議員、自席から議長席へ移動)</p>
臨時議長 (木村議員)	<p>ただいま紹介いただきました2期目になります木村慶五でございます。</p> <p>本日招集されました、令和2年第2回川本町議会臨時会の開会にあたり、ただいま事務局長から紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事責任を果たしたいと存じます。何とぞ議員各位の格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とします。</p>
々	<p>それでは、一般選挙後、初めての議会でありますので、議員の皆様方から一人ずつ自己紹介をお願い致します。</p> <p>まず、1番議員さんから順次、自席においてご起立のうえ、お願い致します。それではお願い致します。</p>
1番 香取議員	<p><small>かとりあき</small> 香取亜希と申します。この度、最年少で議会に立たせていただいております。見てのとおり若輩者でございます。知識や人生経験については、他の議員さんには全く及びませんし、私一人で何かが出来るとは思っておりません。しかし、その分、知識、法律ですとか過去の事例、それから今までの積み重ねや新しい情報などをきちんと勉強して、或いは年齢や性別、経歴などに拘らずに様々な他の声に耳を傾け、そして出来る事でしたら様々な方を巻き込むような形で議会の議員としての活動をしていきたいと思っております。先輩議員の皆さま、執行部の皆さま、そしてこれからお世話になる議会事務局の皆さまには、これから4年間、様々な形でご指導いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>

臨時議長

では、2番議員さん、お願いします。

2番
中平議員

失礼します。^{なかひらしげあき}中平茂明と申します。今回、初めて議会の方へ来させていだきました。団体の方に40年勤務しておりました、農林関係ですけれども、40年勤務しておりました。これもひとつは役に立てる事があればなというふうには考えております。それは初めてですので、いろいろ皆さん方の意見を聴いたり先輩議員の話を聞いたりして勉強していかなければいけないとは思っていますが、川本町がとにかく未来に向けて良くなるような希望の持てるような町にしたいという気持ちは全員一緒だと思いますので、是非、協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

3番
圓山議員

^{まるやまちえみ}圓山智恵美と申します。1年生でございます。皆さまからの指導を受けながら、この4年間、頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い致します。

4番
本山議員

失礼致します。^{もとやましゅうじ}本山修二と申します。よろしくお願いを致します。私は長らく商工会の方の役員をやっていたりしてましたので、町内のいろいろな商店街、そして事業所等の皆さん方の今の苦しい思いとかを代弁出来たら良いなど、そういうふうには思っております。また谷地区に私の住居がございますので、谷の治水対策、そういうものも皆さん方のご協力を得ながら頑張っていけたらなと思っておりますのでございます。たいへん厳しい世の中でございますけれども、少しでも川本町に夢が希望が持てるような、そういう地域を造っていききたい。そして町民の皆さまが本当に良いなと思えるような川本町を創っていききたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

6番
石川議員

3期目の石川でございます。私は選挙期間中、人権を大切にする町づくりと、高齢者に優しい町づくり、若者が夢を語る町づくり。この3つの基本理念で選挙戦を戦って参りました。しっかりとこの事を胸におきながら歩んで参りたいというふうには思っております。また自分では誠心誠意、皆さんと共に執行部の皆さんと緊張感を持ちながら、これから4年間、頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

7番
植田議員

植田でございます。5期目になりました。しかしながら4期まるまる16年は務めておりません。3ヶ月と24、5日足りません。自己都合で退職しております。5期目ですけれども、47歳で議会に出て16年が過ぎました。自分で未だ新鮮な気持ちがあるのかどうか、それをしっかりと検証しながら

7番
植田議員 若い方々に負けないように議会議員を務めたいと思います。どうかよろしく
お願い致します。

8番
片岡議員 片岡でございます。今期で5期目になります。私は4期まるまる務めました。今期は非常に厳しい選挙戦になりまして、選挙の難しさをつくづく痛感
した次第でございます。これで初心に立ち帰りまして、これからの4年間、
頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

9番
飯田議員 失礼を致します。6期目の飯田でございます。6期目と言いましても5期
の議員さんと1年しか変わりません。というのは、川本町が平成の合併をす
るか、しないかという合併の以前からの議員でございます。最初から17年
間、今でも川本町の町民の皆さんが本当に川本に住んで良かったと言ってい
ただけるそういう町づくりをしたいという気持ちは変わっておりません。こ
れから4年間、一生懸命頑張ります。どうかよろしく申し上げます。

臨時議長 ありがとうございます。以上で議員の皆さまのご紹介を終わります。

(木村議員)

々

続きまして、町長よりご挨拶をお願い致します。
番外野坂町長。

番外
野坂町長 本日、令和2年第2回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員
の皆さまには、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
皆さまにおかれましては、去る4月19日に執行されました川本町
議会議員選挙において、町民の皆さまからの大きな信託を受け、当選の栄に
得されました。ここに執行部そして町民を代表いたしまして、心からお祝い
を申し上げる次第です。もとより議会と執行部は議会制民主主義を体現する
二元代表制のもとで、それぞれの立場から議論を尽くす事が求められており
ます。地方自治の本旨であります町民福祉の増進、更には町政の発展に向け
て共に手を携えて尽力して参りたく、よろしくお申し上げます。世界中
を人・物・金・情報が瞬時に移動する事が可能となった、所謂、グローバル
化の元に否応なしに本町も置かれる中、現在、新型コロナウイルス感染症の
影響が続いているところです。対応するための政府による緊急事態宣言が5
月末まで延長され、感染症拡大の防止と社会経済活動の維持、この両立が求
められる事から、この度、町民の皆さまの生活を守るために必要な補正予算
案を取りまとめたところでございます。本日、ご提案申します案件は、法令
を含め、条例案件6件、予算案件6件、その他案件2件でございます。議員

番外 野坂町長	の皆さまには慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
臨時議長 (木村議員)	ありがとうございました。以上で、町長挨拶を終わります。 続いて副町長以下、管理職の皆さまの自己紹介を自席にて順次お願い致します。
杉本副町長	失礼致します。副町長の杉本でございます。よろしくお願いを致します。
宇山教育長	失礼します。教育長の宇山です。よろしくお願い致します。
左田野課長	総務財政課長の左田野でございます。よろしくお願い致します。
瀬上課長	まちづくり推進課長の瀬上です。よろしくお願い致します。
湯浅課長	産業振興課長の湯浅です。よろしくお願い致します。
高良課長	失礼致します。町民生活課の高良と申します。どうぞよろしくお願い致します。
櫻本課長	失礼します。健康福祉課長の櫻本と申します。どうぞよろしくお願い致します。
伊藤課長	失礼致します。地域整備課長の伊藤と申します。よろしくお願い致します。
高砂室長	失礼致します。会計室長の高砂と申します。よろしくお願い致します。
坂根課長	失礼致します。教育課長の坂根と申します。どうぞよろしくお願い致します。
臨時議長 (木村議員)	ありがとうございました。以上で、紹介を終わらせていただきます。
々	それでは、ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 これより、令和2年第2回川本町議会臨時会を開会致します。 ただちに本日の会議を開きます。

臨時議長
(木村議員)

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

議事日程第1、「仮議席の指定」を行ないます。
仮議席は、ただいま着席の議席と致します。

々

ここで暫時休憩を致します。
執行部の方は、ここで退席をお願い致します。
議員の皆様は大会議室へ移動願います。 (午後1時43分)

(執行部全員退席) (全議員、大会議室へ移動)

臨時議長
(木村議員)

それでは、会議を再開致します。 (午後1時52分)

々

日程第2、「議長の選挙」の件を議題と致します。

々

選挙の方法は投票により行います。議場を閉鎖致します。
(事務局長、議場を閉鎖する)

々

ただいまの出席議員数は9名であります。

々

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定より、立会人に3番圓山議員、4番本山議員を指名いたします。
投票用紙を配ります。少々お待ち下さい。
(事務局長、投票用紙を全議員に配布)

々

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。
投票用紙の配布漏れはありませんか。皆さん、お手元にありますか。
「配布(漏れ)なし」と認めます。投票箱を点検します。

(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)

々

議員の皆さん、確認をお願いします。
異議なし、「異常なし」と認めます。

々

それでは、ただいまから投票を行います。
それでは、1番香取議員から順番に投票願います。

臨時議長 (木村議員) (1 番議員から 9 番議員、順次投票中。臨時議長 (5 番) は最後に投票。) 投票漏れはありませんか。

(議員対応状況確認)

々 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
それでは、開票を行います。
3 番の圓山議員、4 番の本山議員は開票の立会をお願い致します。
前の方へお願いします。

(開 票 作 業 中 : 演 台 で 開 票 中)

(事務局長は「開票集計票」を作成して臨時議長に渡す)

々 開票の結果を報告いたします。
投票総数 9 票、うち有効投票 9 票。無効投票 0。
飯田議員 9 票。
以上のお通りであります。
この選挙の法定得票数は 3 票でありますので、飯田議員が議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場を開鎖する)

々 ただいま、議長に当選された飯田議員に、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定
よって当選の告知をします。

々 続いて、新議長当選承諾及びあいさつを自席にてお願い致します。
9 番飯田議員。

(9 番飯田議員、自席にて、承諾並びにあいさつ)

9 番 飯田議員 このたびは全議員さんのご指名をいただきまして議長職を務めさせていただきました。申し合わせにより 2 年間ではございますが、皆様方のご協力をいただきながら一生懸命努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願

臨時議長 　　を致します。

(木村議員) 　　ありがとうございました。それでは飯田新議長、議長席にお着き願います。
　　これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

　　々 　　ここで、暫時休憩いたします。 (午後2時02分)

　　(「局長、今、議長、申し合わせで2年っていうが、申し合わせしとらんのんだが。しとかんといけんのんじゃないか。」植田議員の声)

名原 　　発言してもよろしいでしょうか。

事務局長

臨時議長 　　はい、どうぞ。

(木村議員) 　　(「だから、申し合わせで2年で皆さん良いですかっていう事を確認しておかないと。」植田議員の声)

名原 　　申し合わせにより2年と言われましたが、2年経った段階で承諾という。

事務局長 　　また議員の皆さんの承諾を得るという。今ここで得るという事で、そういう意味でよろしいでしょうか。

7番 　　最初に得ておかないと、法律では4年だから申し合わせにはならない。

植田議員 　　(「はい」の声あり)

臨時議長 　　という今、7番植田議員からの発言がありました。その件について皆さん

(木村議員) 　　承諾いただけますでしょうか。
　　(「はい」の声あり)
　　すみません、挙手でお願いします。
　　はい。挙手「全員」というふうに認めます。
　　(「正副ね」の声あり)

　　々 　　正副ね。もう一度、確認します。今、発言がありましたように、正副議長「申し合わせにより2年」という事でいきたいと思えます。よろしゅうございますね。もう一度、挙手お願いします。再確認します。挙手「全員」。
　　はい、ありがとうございました。

　　々 　　それでは、ここで、暫時休憩いたします。

臨時議長
(木村議員) 大会議室の方へ移動願います。お疲れ様でした。 (午後2時05分)
(臨時議長自席へ・新議長、議長席へ交替)

議長 会議を再開いたします。 (午後2時13分)

々 (日程第1)「議席の指定」を行います。
ただいま、お座りいただいた議席が各自の議席となります。

々 (議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長により指定いたします。
議員の皆さんの氏名と、議席番号を事務局長に朗読させます。なお、議長は慣例に従い9番と致します。)⇒省略

(名原
事務局長) (失礼いたします。それでは読み上げます。
1番、香取議員。2番、中平議員。3番、圓山議員。4番、本山議員。5番、木村議員。6番、石川議員。7番、植田議員。8番、片岡議員。9番、飯田議長。以上でございます。)⇒省略

議長 ただいま、朗読いたしましたとおり議席を指定いたしました。
(今議会、仮議席と同様に議席変更なし)

々 (日程第2)「会議録署名議員の指名」を致します。
1番香取議員、2番中平議員を指名いたします。

々 日程第3「会期の決定」を議題と致します。
本日の、令和2年第2回川本町議会臨時会は、5月の8日、本日1日限り
といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたしました。

々 これより「副議長選挙」に入ります。
ここで、暫時休憩を致します。大会議室の方へお集まり下さい。
(午後2時05分)

議長 会議を再開いたします。 (午後2時13分)

々 日程第4「副議長の選挙」を行います
選挙の方法は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

議 長 (事務局長、議場を閉鎖する)

々 ただいまの出席議員数は9名であります。

々 次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定より、立会人に6番石川議員、7番植田議員を指名いたします。
投票用紙をお配りします。

(事務局長、投票用紙を全議員に配布)

々 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。投票用紙の配布漏れはございませんか。

々 「配布漏れなし」と認めます。投票箱の確認を致します。

(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)

々 「異状なし」と認めます。
ただいまから、投票を行います。
それでは、1番香取議員から順番に投票お願い致します。

(1番議員から9番議員、順次投票中。)

議 長 投票漏れはありませんか。

(議員対応状況確認)

々 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
開票を行います。6番石川議員、7番植田議員、開票の立会をお願い致します。

(開票作業中：演台で開票中)

(事務局長は「開票集計票」を作成して議長に渡す)

議 長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 9 票、うち有効投票 9 票。無効票 0 票です。
有効投票のうち、片岡議員 8 票、木村議員 1 票。
以上のおおりにです。

々 この選挙の法定得票数は 3 票でありますので、片岡議員が副議長に当選
されました。
議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場を開鎖する)

々 ただいま副議長に当選された片岡議員に、会議規則第 3 2 条第 2 項の規定
によって、当選の告知を致します。

々 続いて、新副議長当選承諾及び挨拶を自席にてお願いを致します。
8 番片岡議員。

(8 番片岡議員、自席にて、承諾並びにあいさつ)

8 番 片岡議員 ただいま皆さまのご支持をいただき、当選いたしました片岡でございます。
このうえは議長を補佐し、そして議員としては是々非々をはっきりとして議
論を活発にし、川本町を活性化のために資する覚悟でございます。よろしく
お願いを申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ここで、暫時休憩を致します
議員の皆さまは、大会議室へ移動お願い致します。 (午後 2 時 2 1 分)

々 会議を再開します。 (午後 3 時 2 4 分)

々 それでは、日程第 5 「常任委員の選任について」の件を議題と致します。

(委員会名簿作成・配布)

々 お諮り致します。
常任委員会委員の選任については、川本町議会委員会条例第 5 条第 4 項の

議長 規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、それぞれ5名の委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

々 日程第6「議会運営委員の選任について」の件を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員の選任については、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において5名の委員を指名いたします。

植田議員、圓山議員、本山議員、石川議員、木村議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

々 正副委員長を互選していただいておりますので、互選の結果を報告を致します。

総務教民(常任)委員長に、(6番、)石川議員、副委員長に、(2番、)中平議員。

産建町民常任委員長に、(5番、)木村議員、副委員長に、(4番、)本山議員。

議会運営委員会委員長に、(7番、)植田議員、副委員長に、(3番、)圓山議員。

以上のとおり、正副委員長に選任されましたので、ご報告いたします。

々 日程第7、「邑智郡総合事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮り致します。選挙の方法については、地方自治法第18条、失礼しました。地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 長

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、指名推選による事に決定いたしました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、指名いたします。

お諮り致します。ただいま指名しました4名を当選人として定める事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、飯田議員、片岡議員、石川議員、植田議員を指名し当選の告知を致します。

々

次に、日程第8「江津邑智消防組合議会議員の選挙」を行います。

々

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定いたしました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、お諮り致します。ただいま指名しました2名を当選人として定める事にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、飯田議員、木村議員が江津邑智消防組合（議会）議員に当選され、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を致します。

々

日程第9「邑智郡公立病院組合議会議員の選挙」を行います。

々

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定いたしました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、指名いたします。

お諮り致します。ただいま指名いたしました3名を当選人として定める事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、飯田議員、木村議員、石川議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選され、会議規則第3

- 議 長 2条第2項の規定によって当選の告知を致します。
- 々 次に、日程第10「特別委員会の設置について」の件を議題と致します。
お諮り致します。
本件(本案)については、5人で構成する「広報発行対策調査特別委員会」、全員で構成する「活性化対策特別委員会」、「江の川水防対策調査特別委員会」、それぞれの特別委員会を設置し、それに付託のうえ閉会中に本調査を終了するまで継続審査をしていただく事にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
- 々 お諮り致します。
ただいま設置されました、それぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布しております名簿のとおり、広報発行対策調査特別委員会に、(6番)石川議員、(1番)香取議員、(2番)中平議員、(3番)圓山議員、(4番)本山議員。
活性化対策特別委員、江の川水防対策調査特別委員に全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)。
異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
- 々 それではここで、各特別委員会の正副委員長の互選結果について、報告いたします。
広報発行対策調査特別委員会委員長に、(6番)石川議員。副委員長に、(1番)香取議員。
活性化対策特別委員会委員長に、(9番)飯田議員。副委員長に、(8番)片岡議員。
江の川水防対策調査特別委員会委員長に、(9番)飯田議員。副委員長に、(8番)片岡議員。
以上、特別委員会の正副委員長に選任されましたので、ご報告いたします。
- 々 ここで、暫時休憩を致します。
- 々 執行部の皆さんにご入場いただきますので、(午後)3時40分から再開いたします。(午後3時33分)

議 長 会議を再開いたします。 (午後 3 時 4 0 分)

(町長、副町長、教育長以下、執行部全員入場し自席につく)

議 長 お諮り致します。

この際、日程第 1 1 「議案第 2 0 号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第 2 4 「議案第 3 3 号、町道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。

それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 それでは、日程第 1 1 「議案第 2 0 号」についての説明をお願い致します。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課長 「議案第 2 0 号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

次ページをご覧ください。この条例は国の法律改正により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正された事に伴い、川本町固定資産評価審査委員会設置条例について、この法律を準用している箇所について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

このように、今回の改正に伴いまして、新旧対照表のように改正するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 それでは、日程第 1 2 「議案第 2 1 号」についての説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町 民生活課長 「議案第 2 1 号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

番外高良町
民生活課長

5 ページをご覧くださいませ。

1. 提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が、令和2年4月30日に公布。同日から施行されることに伴い、川本町税条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

2. 改正の概要ですが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として、徴収の猶予をはじめ、固定資産税、軽自動車税、個人住民税について、税制上の特例措置が執られる事となりました。内容は裏面、6 ページをご覧くださいと思います。

1 点目は、徴収の猶予制度の特例です。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入などの減少がある場合、申請をしていただく事で最長1年間、地方税の徴収の猶予を受ける事が出来るようになります。担保は不要で延滞金は免除されます。対象は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税です。

2 点目は、固定資産税の特例措置で2つあります。

1 つは、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の方に対し、固定資産税のうち償却資産と事業用家屋に係る課税標準額の割合が減額されるものです。令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高を、前年の同期間と比べ、その減少幅に応じて2分の1又は全額の軽減となるものです。令和3年1月末までに申告をしていただき、令和3年度の固定資産税に適用となります。

2 つ目は、生産性革命に係る償却資産の固定資産税です。これは平成30年に中小事業者等の生産性向上に向けた設備投資を後押しする、生産性向上特別措置法が施行されており、一定の要件を満たす設備投資を行った場合、その設備投資がされた償却資産に係る固定資産税について、課税標準額を3年間、本町の場合、全額減額しているところです。今回の改正では、対象となる資産としてこれまでの機器装置や機具備品等に加え、事業用の家屋などが新たに追加されました。また適用期間が2年間延長され、令和4年度までの間に投資を行った場合、適用となるものです。

3 点目は、軽自動車税環境性能割の軽減措置です。令和元年10月以降に自家用乗用車を取得した場合、自動車取得税に変わり環境性能割が導入されております。現在、消費税率の引き上げの対応として、燃費基準に応じて環境性能割の税額が定められ、軽自動車の場合、税率が1%分軽減された事により、軽減区分は非課税と1%の2種類になっております。対象は令和2年9月30日までの間に取得したものとされていますが、この適用期限を6^{つき}月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となるよう延長される事となりました。

番外高良町
民生活課長

4点目は、個人住民税に関するもので2つあります。

1つは、寄附金控除についてです。国の自粛要請などを受け、文化・芸術イベント、スポーツイベント等、中止等がされたイベントについて、チケットを購入していた個人がその払い戻しを受け取る事を辞退した場合、他の寄附金控除と同様に税額控除を受けられる措置が新たに設けられました。施行は、令和3年1月1日です。

2つ目は、住宅ローン控除の適用の要件の弾力化についてです。新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン控除の入居期限の要件を満たす事が出来ない場合でも、一定の要件を満たす事で期限内に入居した時と同様の減税措置が適用される事となります。施行は、令和3年1月1日です。

以上、ご説明いたしました内容のほか、法律の条ずれによる改正など、所要の条例改正を行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

次に、日程第13「議案第22号」について、説明を求めます。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第22号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。

この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、新たに附則で定めるものでございます。

5ページの説明資料をお開きください。

はじめに趣旨についてでございますが、国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が自主的に条例を制定して行うことができるとされています。

このほど国内では新型コロナウイルス感染症が拡大しており、さらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者の方が感染した場合や感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが重要であるため、国は傷病手当金の支給を促し、当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしております。

本町としましても、この趣旨に基づき、新たに傷病手当金支給について制定をするものでございます。

内容についてでございますけれども、(1)対象者でございます。対象者は被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者です。

(2)支給対象となる日数ですが「労務に服することができなくなった日か

番外櫻本健
康福祉課長

ら起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日です。

次の(3)、1日当たりの傷病手当金の額ですが、「直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額です。ただし、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときはその金額としております。

(4)ですけれども、この条例は公布の日から施行し、適用期間は令和2年1月1日から規則で定める日まで、具体的には本年9月30日までの間とし、ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月までとしております。

なお、この新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給に要する費用は全額国費にて措置され、次期補正予算に所要額を計上する予定としております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第14「議案第23号」から、日程第16「議案第25号」について説明を求めます。番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

「議案第23号、専決処分の承認を求めることについて」、説明いたします。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分事項は、令和2年度川本町一般会計補正予算(第1号)で、専決処分の年月日は、令和2年4月1日でございます。

1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ12,100千円を追加し、予算総額を4,111,523千円とするものでございます。

9ページの資料をご覧ください。

補正の内容としましては、弥山荘の空調機器が故障したため、その取り替え工事を行うもので、事業費として12,100千円を計上しております。財源としましては、辺地債を12,000千円、財政調整基金からの繰入金を100千円計上しております。

10ページをご覧ください。

地方債の補正としましては、観光施設整備事業に12,000千円計上し、補正後の限度額は583,197千円となります。基金の状況としましては財政調整基金を100千円計上して取り崩し、補正後の年度末基金残高は、2,134,032千円となる見込みでございます。この事業は冷房機器の故障のため、夏の時期に間に合うように4月1日で専決させていただくもの

番外左田野
総務財政課
長

々

でございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、「議案第24号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ357,098千円を追加し、予算の総額を4,468,621千円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関するものです。

12ページの資料をご覧ください。

補正内容の1番目としましては、給付金関係でございます。給付金の①つ目は全世帯を対象に住民1人につき10万円の給付を行う特別定額給付金です。給付費としましては、基準日となります4月27日現在の住民基本台帳登録者数3,231人分の323,100千円を計上し、事務費としましては、国の補助基準の限度額として示された12,318千円を臨時職員の雇用経費や、システム構築経費、郵券料等に計上しております。

給付金の②つ目は、医療手当支給対象児童1人につき1万円を支給する。子育て世帯への臨時特別給付金です。給付費としましては、支給対象児童数を350名と見込み、3,500千円を計上し、事務費としましては職員の時間外手当や郵券料等280千円を計上しております。

補正内容の2番目としましては、町内事業者への支援関係でございます。

商工業者関係としましては、事業継続支援として持続化緊急給付金や、固定費補助など8,400千円を計上し、雇用持続支援として、国の雇用調整助成金への上乗せや、社会保険料等事業主負担補助に2,732千円を計上し、新規事業支援として販路拡大等事業補助や、環境整備補助に1,000千円を計上しております。

農業者関係としましては、事業継続支援として持続化緊急給付金に1,650千円を計上し、和牛農家支援として肉用牛飼料代補助に1,096千円を計上し、新規事業支援として販路拡大等事業補助や環境整備補助に1,000千円を計上しております。

事業内容の3番目としまして、感染症予防対策でございます。感染予防のためのマスクや消毒液等、消耗品などの購入費用として2,000千円を計上しております。

10ページをご覧ください。

歳出としましては、先ほど説明させていただいた経費を総務費から商工費まで各科目にそれぞれ計上させていただいております。

歳入には、事業の財源としまして国庫支出金に定額給付金（給付）事業費

番外左田野 補助金 335, 418 千円。子育て世代臨時特別給付金（給付）事業（費）
総務財政課 補助金 3, 780 千円を計上し、財源調整として繰入金に 17, 900 千円
長 の財政調整基金繰入金を計上しております。なお、今後、特別交付税等の対
象となる場合には財源充当としていく事としております。

基金の状況につきましては、11 ページにあげておりますが、今回の補正
後の基金残高は 2, 116, 132 千円と見込んでおります。また、今回計
上させていただきました新型コロナウイルス感染症対策は、第 1 次と考えて
おりまして、今後も感染予防対策や経済対策など必要経費につきましては必
要に応じて予算計上をしていく事としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

々 次に、「議案第 25 号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明
いたします。

この議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行
いましたので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでござい
ます。専決処分事項は、消防団（員）等公務災害補償条例の一部を改正する条
例の制定についてでございます。

専決処分の年月日は、令和 2 年 3 月 31 日でございます。

7 ページの資料をご覧ください。

この条例は一般職の給与に関する法律の改正、及び民法の改正によりその
基準を準用しております関係条例の関係箇所を改正するものです。

一般職の職員の給与に関する法律の別表の改正に伴い、非常勤消防団員等
及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基準額について、資料の表にあ
りますように、額の改定を行います。また民法の改正により法定利息が改正
される事に伴い、障害補償基金前払金一時金等が支給された場合における障
害補償基金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「百分の五」から「事
故発生日における法定利率」に改めるものでございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、日程第 17 「議案第 26 号」から、日程第 18 「議案第 27 号」に
ついて説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町 「議案第 26 号」について、ご説明申し上げます。
民生活課長

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をした
ので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

専決処分事項は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

番外高良町
民生活課長

専決処分年月日は、令和2年3月31日です。

概要は、新旧対照表の後に説明資料を付けておりますので、その1ページをご覧くださいと思います。

1. 専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が令和2年3月31日に公布。同年4月1日から施行となる事に伴い、川本町税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行させる必要があった事から、専決処分をしたものであります。

1. 改正の概要でございますが、主なものと致しまして(1)個人町民税では、未婚のひとり親に対する税制上の措置など3つあり、令和3年度分以後の個人住民税から適用されます。

(2)固定資産税では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するための措置として2つあります。

続いて、2ページと3ページを合わせてご覧くださいと思います。

はじめに個人住民税に適用される未婚のひとり親に対する税制上の措置と、寡婦(寡夫)控除の見直し等ですが、個人住民税の算定のもととなる課税所得を計算する過程において、所得から差し引くことが出来るものとして寡婦(寡夫)控除があります。この寡婦(寡夫)控除は3ページの表のように性別や死別・離別といった理由、扶養親族の有無、所得などの上限により控除額が決められています。しかし同じひとり親であっても、未婚のひとり親に対しては税制上の支援が無い事や、男性のひとり親、女性のひとり親では控除の額が事なり、この不公平性を解消するための措置が執られます。見直しは2つあり、1点目は2ページ、3ページそれぞれ赤色で示されている部分ですが、ひとり親控除が新たに創設されます。婚姻歴や性別に関わらず生計を一にする子どもがいるひとり親に対し、所得控除が適用されるようになります。要件として、所得が500万円以下であること。事実婚でないことが条件となります。3ページの表のように女性の場合、対象範囲は狭くなりますが、生計を一にする子が有れば、ひとり親控除へ移行します。また、男性の場合は、全てひとり親控除へ吸収される形となります。2点目の見直しは、青色の部分ですが、見直しがされた新たな寡婦控除では女性とされ、ひとり親控除と同じように所得制限が設けられ、事実婚でない事が条件となります。これらの新たなひとり親控除、寡婦(寡夫)控除は令和3年度分以後の個人住民税から適用されます。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。

3点目は、未婚のひとり親に対する新たな対応です。中ほどの囲みの部分ですが、個人住民税について現在、寡婦(寡夫)の方で一定の所得以下であれば非課税となっておりますが、未婚のひとり親には適用がありませんでした。

番外高良町
民生活課長

今回の改正では事実婚状態でない事を確認した上で、一定の所得以下であれば、未婚のひとり親の方に対しても個人住民税の非課税が適用になるものです。令和3年度分以後の個人住民税から適用されます。

続いて、5ページをご覧くださいませ。

これは、固定資産税に係るもので、所有者不明の土地等に係る課税上の課題への対応です。全国的に所有者不明の土地や空き家が増加する中、固定資産税の課税においても所有者の情報を円滑に把握する事が難しくなっています。こうした状況を踏まえ、所有者不明の土地等について、新たな措置が執られるものです。

6ページをご覧くださいきたいと思います。

新たな対応は2つあり、1点目がこの6ページの現に所有している者の申告の制度化で、相続人等に対し、現に所有している者として、氏名・住所などを申告させる事が出来る制度が創設されました。現在、固定資産税の納税義務者は原則固定資産の所有者であり、この固定資産の所有者とは土地・家屋の登記簿などに所有者として、登記されている方を指します。所有者として登記されている方が死亡された場合には、現に所有している相続人等が納税義務者になります。しかし、相続が発生した場合でも相続登記が行われない事案もある事から、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、土地或いは家屋を現に所有している者、相続人等に対し、氏名・住所等必要な事項を申告してもらうことができるものです。令和3年度分以後からの固定資産税に反映される事となります。

2点目が、7ページとなります。

固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大です。これは固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、市町村が一定の調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産への対応です。対応策としてその使用者に通知を行った上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産税の課税台帳に登録し、課税する事が出来るものです。この改正も令和3年度分以後の固定資産税について適用されます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々

続きまして、「議案第27号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決処分事項は、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決処分年月日は、令和2年3月31日です。

番外高良町
民生活課長

概要は、5ページをご覧くださいと思います。

1. 専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行させる必要があったことから、専決処分をしたものであります。

2. 改正の概要ですが、裏面6ページの図をご覧くださいと思います。資料の左が改正前、右が令和2年度からの改正内容です。

改正点は2つあります。1つは赤色の下線の部分ですが、負担をいただく上限額、課税限度額の引き上げです。課税限度額のうち基礎課税額は上限額が61万円から63万円となり、介護納付金課税額は16万円から17万円に引き上げとなります。

2つ目は、緑色で示されているところになりますが、保険税の軽減判定に用いる基準額の拡大です。現在、軽減は7割、5割、2割がありますが、このうち5割軽減、2割軽減につきまして軽減判定に用いる金額が引き上げられ、軽減世帯の範囲が広がる事となります。5割軽減の場合、28万円の部分が28.5万円に。2割軽減の場合、51万円の部分が52万円になります。これらは令和2年度以降の国民健康保険税に適用されます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第19「議案第28号」についての説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

「議案第28号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分事項は、令和元年（度）川本町一般会計補正予算（第6号）でございます。専決処分の年月日は、令和2年3月31日でございます。

1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ132,498千円を減額し、予算総額を4,543,403千円とするものでございます。各事業の確定や交付金、補助金の確定などに伴う予算の補正でございます。33ページをご覧ください。

補正予算のうち主なものを説明させていただきます。

まず、歳出でございます。

総務費では、公共施設等総合管理基金積立金として、島根県から交付され

番外左田野
総務財政課
長

ました三江線沿線地域公共交通活性化交付金15,000千円と今回の補正により生じる余剰金あわせまして17,054千円を積み立てる事としております。ふるさと思いやり基金積立金は6,449千円の積立を行います。退職手当組合特別負担金5,202千円は、退職者に伴う特別負担金の増額分です。その他、ふるさと納税推進事業10,842千円、申告支援システム更新業務委託料3,758千円の減額などを計上させていただいております。

民生費では、障害者自立支援給付金10,708千円、生活保護扶助費7,261千円の減額などを計上しております。また、国の補助を受けて行う保育所が取り組む感染防止対策を支援する、保育対策総合支援事業費補助金に782千円を計上しております。

衛生費では、邑智郡総合事務組合負担金4,830千円、予防接種事業委託4,606千円の減額などを計上しております。

農林水産業費では、奨励作物拡大支援補助金4,009千円、多面的機能支払交付金1,955千円の減額などを計上しております。

商工費では、地域おこし協力隊経費2,122千円の減額などを計上しております。

土木費では、除雪作業委託5,337千円の減額などを計上しております。

消防費では、消防団費4,137千円、水防費1,826千円の減額などを計上しております。

教育費では、国の補助を活用して整備する小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業13,083千円を計上し、かわもと音戯館大規模改修事業2,171千円、島根中央高校教育振興助成金1,550千円の減額などを計上しております。

公債費では、町債利子償還金2,849千円、一時借入金利子741千円の減額を計上しております。

32ページ、歳入をご覧ください。

町税については、実績により862千円の増額を計上しております。

地方譲与税、1,387千円の増額から地方交付税44,607千円の減額までは、それぞれ交付決定に伴う補正でございます。

分担金及び負担金は、老人福祉施設入居者負担金1,995千円の減額を。

使用料及び手数料には、F T T H伝送路使用料519千円の増額を計上しております。

国庫支出金には、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金7,107千円。保育対策総合支援事業費補助金759千円の増額と、障害者自立支援給付費負担金5,000千円、生活保護費負担金5,000千円の減

番外左田野
総務財政課
長

額などを計上しております。

県支出金には、歳出でもふれましたが、三江線沿線地域公共交通活性化交付金15,000千円や、障害者自立支援給付費負担金2,500千円の減額などを計上しております。

財産収入には、土地・物品・建物売払収入2,883千円、土地貸付料404千円、財政調整基金等運用利益200千円を計上しております。

寄附金には、ふるさと思いやり基金起業家支援寄附金2,500千円の減額や、ふるさと思いやり基金寄附金585千円の積立などを計上しております。

繰入金には、財政調整基金繰入金取り崩しの減額57,300千円の取崩の取りやめと、ふるさと思いやり基金繰入金4,169千円の減額などを計上しております。

諸収入には、三江線代替交通運営費(用)協力金2,054千円の増額と、消防団退職報償金1,270千円の減額などを計上しております。

町債につきましては、34ページをご覧ください。

町債については、各事業の確定や起債の許可額の確定などに伴う補正を、それぞれの事業ごとに計上しております。内訳として起債の種類と事業名ごとの金額をそちらの方に上げております。

34ページ上段には次年度に繰り越して行う繰越明許費の限度額を上げております。

総務管理費では、F T T H施設支障移転事業1,371千円。まちごと魅力化センター整備事業27,400千円。悠邑ふるさと会館駐車場照明L E D化事業1,360千円。

民生費では、保育対策総合支援事業782千円。

教育費では、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業7,595千円(正:7,895千円)と6,250千円。音戯館駐車場照明L E D化事業2,991千円を計上しております。

35ページをご覧ください。

今回の補正予算にかかる基金の積立と取り崩しを、それぞれの基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高の総額は前年度末と比較して、85,000千円ほど増加し、2,256,053千円と見込んでおります。

以上でございます。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第20「議案第29号」について、説明を求めます。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長

「議案第29号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号で、専決処分年月日は、令和2年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、10,000千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ、520,554千円とするものでございます。

6ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

令和元年度最終補正となりますが、歳入につきまして、まず、5款、国庫補助金は災害臨時特例補助金が特別調整交付金に含まれて交付されるため97千円を減額し、新たにオンライン資格確認の導入に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金406千円を追加することで、309千円を増額しております。

8款、県補助金は、決算見込みにより特別交付金が特別調整交付金と県繰入金あわせて11,083千円を増額しております。

13款、一般会計繰入金を額確定により1,392千円減額し、歳入合計10,000千円を追加しております。

この10,000千円について、歳出の9款、基金積立金に追加をしております。これにより、基金残見込額は当初基金保有額45,827千円より4,895千円減の40,932千円となっております。

以上でございます。ご承認のほどよろしく申し上げます。

議 長

次に、日程第21「議案第30号」から、日程第24「議案第33号」について、説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長

「議案第30号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。専決処分年月日は、令和2年3月31日でございます。

次のページをご覧下さい。

今回の歳入歳出の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,579千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

番外伊藤地
域整備課長

189,088千円とするものでございます。

予算説明資料の12ページをお開き下さい。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。主なものとしましては、水道費、簡易水道費、建設改良費の工事請負費の8,100千円の減額は、多田・久座仁間の配水管布設外工事の中止に伴う減額。非常用発電機設置工事の確定に伴う減額でございます。

11ページにお戻り下さい。

歳入につきましても、同様に事業費の確定による減額でございます。分担金及び負担金、水道施設負担金5,650千円の増は、受託工事費等確定に伴う負担金の増額でございます。使用料及び手数料、簡易水道使用料2,640千円の減は、使用見込みより使用料が少なかったための減額でございます。繰入金、水道事業（基金）繰入金4,200千円の増は、事業費確定に伴う増額でございます。町債でございますが、生活基盤近代化事業費確定に伴い700千円の減、施設改良事業費確定に伴い16,000千円の減、合計16,700千円の減額でございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第31号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、令和元年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）。専決処分年月日は、令和2年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の歳入歳出の補正と致しまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,431千円とするものでございます。

予算説明資料8ページをご覧ください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。主なものとしましては、下水道事業費、集落排水事業費、委託料517千円の減は、委託料確定に伴い減額するものでございます。

7ページにお戻り下さい。

歳入におきましては、事業費の確定による減額でございます。主なものとしましては、繰入金、一般会計繰入金653千円の減は、事業費確定により繰入金を減額するものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

番外伊藤地
域整備課長

次に、「議案第32号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明いたします。

本議案は、令和元年6月20日契約に係る、令和元年度社会資本整備総合交付金事業、町道三原古市線第1工区道路改良工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回は、契約金額の変更でございます。現契約金額は102,498,000円。変更後の契約金額は129,358,900円。26,860,900円の増額でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地1。オーサン・小畑・松井建設共同企業体、代表者 株式会社オーサン 代表取締役 甚田 尚氏でございます。

なお、工事完成期日は、令和2年5月31日でございます。

主な変更理由と致しまして流水処理対策にかかる暗渠配水管設置工事費用の増額でございます。この工事にかかる金額が確定しましたので、契約金額の変更するものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々

次に、「議案第33号、町道路線の認定について」、ご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものであります。認定する路線は、起点・終点とも同じく川本町大字因原501番1。延長30.9メートル。幅員が6.0メートルから10.0メートルの因原住宅線でございます。

次のページの、認定提案理由をご覧ください。因原住宅線につきましては、既存の県道別府川本線と定住住宅用地等を結ぶ公共性の高い道路であるため、このたび町道として認定するものであります。

次のページに平面図を添付しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第20号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。(討論を終結します。) ⇒省略しない

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
 「議案第20号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 全員「賛成」でございます。

々 よって、「議案第20号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 それでは、「議案第21号、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定
 について」、これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
 6番石川議員。

6番 6ページですけれども、6ページの1、徴収の猶予制度の特例のところ
 石川議員 すけれども、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場
 合において、とありますけれども、これは何をもって証明するのでしょうか。
 お聞かせいただきたいと思います。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町 具体的には、もう弾力的に運用する事となっております。例えば給与収入
 民生活課長 の方であれば給与明細。事業収入の方であれば、最悪そういったそれを称す
 るものですとか、通帳の写しとか。いよいよそういうものもなければ対面で
 窓口で職員が聞き取って書くという事になっておりますが、何れにしてもそ
 ういった国が書式を示しています。そこに書式を揃えるという事になります。

議 長 よろしいですか。
 (「しっかりやって下さい。」の声あり)
 他にありませんか。
 (「・・・・」)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第21号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第21号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 それでは、「議案第22号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
6番石川議員。

6番
石川議員 5ページですけれども、5ページの一番下のところに、この度新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金支給について制定することとしたい、というふうにあります。それで内容のところの（1）の対象者のところの2行目に、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者というふうに書いてありますけど、この関係はどういうことですか。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 実はこの傷病手当についてはですね、国の方からそういった案と言いますか、そういうのが示されております。その中の条例案のところのところにそういった要は感染症が疑われる方も含んでおります。感染された方は勿論ですけれども、感染が疑われる方もですね、今こういった状況ですので、どうしても仕事等は休まざるを得ないという状況にあります。そういったところで感染した方だけに限らず、こういった感染が疑われる方も含めて対象にしているというところがございます。

議 長 6番石川議員。

6番
石川議員 それはどこのところで判断をするんですか。例えば二日間、高熱が出て家で休むとか、そういう人も対象にして下さいという事になるんですか。誰が

6 番 判断するんですか。

石川議員

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 これは国の方が示しておりますけれども、所謂、発熱症状 37 度 5 分以上の熱が発熱症状が 4 日間以上続く或いは呼吸器の症状が出てくる。息切れとかそれから倦怠感、そういった症状がある。というところで、結果、接触者が相談センター等に問い合わせしている前のところでも、そういった症状が続いた場合に、やはり今そういった症状をもって疑いのところもありますし、或いは医療科の方からそういった症状が心配という事があれば、そういったものも含めて要は先ほどいったような症状が出て、そういった相談センターに聞いて疑いがあるという事になれば、当然、医師の診断等の面もありますけれども、少なくともそういった疑いが出た段階では対象というふうにはしております。

議 長 よろしいですか。

はい、5 番木村議員。

5 番 今の関連の話ですけど、これは事業所にそういうふうな発熱等で休んで、今、健康福祉課長が仰いましたように病院等でそれなりに証明等をもって事業所が減額を受けた場合というのが対象でしょうか。

議 長 この対象になる、はい、番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 すみません。ちょっとどういった場合が具体的に対象となるかというのが、ちょっと具体的なものがちょっと手元にそういった申請の内容部分が無いんですけれども、少なくともそういう感染の疑いが結果として感染をしていなくても、感染の疑いが持たれて休まざるをえなかったという場合に対しても、基本的には対象となると。その証明をする処理等については、ちょっとこちらの方にはお示しはしておりませんが、一定の処理等を付けていただければ、結果として感染はしなくても疑いがある段階で仕事を休まざるを得なくて、給料があまり無かったという場合には対象になるというふうになっております。

議 長 はい、5 番木村議員。

5番
木村議員 はい、分かりました。その該当者はどのように申告し、どのように支給か
なるかという事が分かれば、後で結構ですので教えて下さい。あと、広報の
関係も。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 冒頭の方でも議案説明でも申し上げましたが、この傷病手当に関する必要
な財政措置というのをですね、次期補正予算で計上予定を考えております。
それに合わせて今の手続等について説明が出来る部分については、しっかり
説明をさせていただきたいと思います。

議 長 他にありませんか。
(「・・・・」)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第22号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第22号」は原案のとおり「決定」いたしました。

々 次に、「議案第23号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年
度川本町一般会計補正予算（第1号）》」について、これより質疑を行いま
す。
質疑はありませんか。ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長	<p>これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第23号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手、「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「議案第23号」は原案のとおり「承認」されました。</p>
々	<p>次に、「議案第24号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第2号）」について、これより質疑を行います。</p>
々	<p>質疑はありませんか。 6番石川議員。</p>
6番 石川議員	<p>12ページの新型コロナウイルス感染症対策関連予算のところですけども、一番左側ですけども、特別定額給付金ですが請求の流れを日にちを入れて説明をいただけますか。私が聞いているところによりますと、14日関係書類を発送して、22日から来月の15日、20日にかけて3回、3回に分けて支払いをやっていくという事を来ております。それで良いのか、多少変更があるのか、その中味については返信用の封筒が入っているので、免許証、保険証のコピー、それと通帳のコピー、それを付けて出すという事になっていますけれども、年寄りの高齢者の方が、コピーをする事も出来ないというようなそういう時の対策は何か考えておられるのか、お聞きします。それと川本町は既にオンラインで請求できることになっておりますけど、ちょっとハードル高いという面もありますけれども、そういうところは有るのか無いのか、それをもう一度お聞かせ下さい。それからもう一点、2の町内事業者への支援ですけども、商工業者のところ事業継続支援、それと②の雇用維持支援、この内容についてももう少し詳しく教えて下さい。以上、お願い致します。</p>
議 長	<p>番外左田野総務財政課長。</p>
番外左田野 総務財政課 長	<p>失礼します。先ほどご質問いただきました、先ず特別定額給付金についてでございます。日程につきましては、そういった問い合わせが入り始めましたので、昨日、自治会の方に配布しました自治会文書の方に、こういった裏表の資料を全戸配布するように致しております。今日、明日ぐらいには皆さんのお手元に届くのではないかと考えております。この中にも記しておりますが、送付を予定しておりますのは、申請書の送付を5月13日に予定</p>

番外左田野
総務財政課
長

しております。それがつきましたのを見越しまして、15日から受付を開始しようというふうに考えております。その受付を受けまして初回の振込を22日には第1回目の振込をしていきたいなと思っております。それ以後は申請があるごとにある程度の期間ごとにまとめまして、順次、振込をしていきたいというふうに思っております。それから返信用の封筒は付けておりますので、コピー等可能な方はそれを付けて出していただくようになります。それでコピーがしにくい方もあるかと思いますので、当面ちょっと出していた中で、難しいところが出てきたらその辺は様子を見ながらフォローの事も考えていきたいというふうに思っております。それからマイナポータルからの申し込みでございますが、なかなか不慣れな方とか、普段そういう事をしてられる方は良いのかも知れませんが、難しいっていう話も聞いております。そのサイトにもいろいろ問い合わせ等の事も書いてありますが、少しズレたうまくいかなかったというような話も少し聞いております。その場合も書面での申請書をお届けしますので、マイナポータルに限らず、そういったものをお使いいただいて申請して頂くのも構わないというふうに考えておりますので、そういったものについても同じように受付をしていきます。マイナポータルからの受付につきましては、もう開始しております、順次受け付けていきまして、これにつきましても初回は他の申請と合わせて、22日に第1回目をあわせてするようなイメージをもっております。申請書にはマイナポータルの場合にはそこで読み込ませたりして証明書を付けていただくんですが、一般的な交付申請用紙の方には本人確認の資料、例えば免許証等ですね。そういった物の写し等、講座の確認が出来るもの。口座番号とか金融機関名が確認できる物の写しを付けていただくようになっております。これにつきましては先ほど議員ご指摘のとおり、なかなかコピーがしにくい方もあろうかと思いますので、これについては返ってくる様子とかを見ながら何らかの対応策はという考えていきたいというふうに思っておりますが、国の方でも出来るだけ対面とか接触を避けるという事で、こういった事がされておりますので、まず一時的にはこれを出していただきながら、それをフォローしていきたいというふうに考えております。また、裏面の方には詐欺防止の事も書いております。既にいろいろな案件が生じているようですので、この呼び掛けも合わせてやっているところがございます。ここまでが、特別給付金でございます、先ほどありました産業振興課の方がやっております町内事業者の事につきましては、詳細について後ほど全協の方で詳細を説明させていただければと思っておりますが、それではよろしゅうございましょうか。失礼します。

- 議長 他にありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第24号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第24号」は原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 次に、「議案第25号、専決処分の承認を求めることについて《消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》」、これより質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第25号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第25号」は原案のとおり「承認」されました。
- 々 次に、「議案第26号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」、これより質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
 「議案第26号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第26号」は原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第27号、専決処分の承認を求めることについて《川本町川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」、これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
 5番木村議員。

5番 木村議員 ちょっと教えてほしいんですが、6ページにあります表がありますよね。カラーバージョンで。その件ですけど、改正後の分岐点の関係の見直しと想定される見直しの分岐点は所得は、幾らぐらいの金額の人が該当するのか。それと該当する人について川本は人口的にだいたい何人か何%ぐらいの該当になるのかなという事の質問をします。もう一点の分については、経済動向を踏まえての軽減判定。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町 民生活課長 一点目のご質問でございますが、課税限度額につきあたる方の所得という事でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)今、だいたいの所得ですけれども、今、基礎課税額63万円のところでは、所得ベースで約730万円となっております。割合にしますと、これは令和元年度、毎年7月に本算定を行っておりますが、その本算定の中では今、国保の世帯が483世帯ありましたが、この所謂、限度額にあたる世代の方は1%未満となっております。

議 長

よろしいですか。

(「はい、いいです」の声あり)

々

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第27号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第27号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第28号、専決処分の承認を求めることについて《令和元年度川本町一般会計補正予算（第6号）》」、これより質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第28号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第28号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第29号、専決処分の承認を求めることについて《令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」、これより質疑を

議 長

行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第29号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第29号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第30号、専決処分の承認を求めることについて《令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）》」、これより質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第30号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第30号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第31号、専決処分の承認を求めることについて《令和元年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）》」、これより質

々 疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第31号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第31号」は原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第32号、工事請負変更契約の締結について」、これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第32号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第32号」は原案のとおり「決定」しました。
次に、「議案第33号、町道路線の認定について」、これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第33」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第33号」は原案のとおり「決定」しました。
- 々 以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
- 々 これをもって、令和2年第2回川本町議会臨時会を閉会いたします。
- 々 引き続きまして、全員協議会を開催いたしますが、ここで暫時休憩といたします。
全員協議会が17時を過ぎますが、そのまま17時以降も続行してやらせていただきますので、ご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。
それでは、17時05分から会議を再開いたします。
- (午後4時55分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会臨時議長

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員